

町田市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書（案）

1 適用

この仕様書は、町田市（以下「甲」という。）が発注する「町田市地域公共交通計画策定支援業務」に適用し、受託者（以下「乙」という。）が行う業務内容、実施方法等について定める。

2 業務の目的

本業務は、市内の交通が持つ諸課題に対応しながら、「町田市都市づくりのマスタープラン」方針編（交通）の基本方針である「日常的な移動を多様な担い手・手段で支え、移動しやすい持続可能な交通環境をつくること」の実現に向けた具体的な取組を整理して示すため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に定める「町田市地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約確定日から2026年10月30日とする。

4 計画期間

2027年度から2031年度の5か年（予定）

5 業務内容

【2024年度】

(1) 計画準備

本業務の目的及び各種仕様書の内容等を十分に理解し、業務の計画を立案する。また、立案した業務計画に基づく計画書を作成し提出する。

(2) 市内公共交通の現状分析

計画策定の基礎資料とするため、本市の現在の人口分布や将来の人口動態を勘案した交通需要の想定、社会経済情勢等の現状を統計データ等から整理するとともに、延伸が予定されている多摩都市モノレールを含む市内公共交通の利用実態や提供サービスについて、公表資料や市が収集する交通事業者の情報から整理する。

また、市が関連している各種の移動サービス（各種バスの運行、支え合い交通への支援等）やその利用実態等について、市が提供する実績及び情報等を基に整理する。

(3) 関連計画の整理

上位計画、関連計画における公共交通の位置付け、関連分野との連携を整理する。

(4) 市民意識調査

市民の日常生活における移動実態や公共交通の利用状況、問題意識、将来の交通課題に対する意見などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施する。

対象者の抽出及び宛名ラベルの作成、送付用封筒の提供は甲が行う。調査票及び返信用封筒の用意、印刷は乙が実施し、封筒への宛名ラベルの貼り付け、封入及び発送は甲が行う。送料は、発送については甲が負担し、回収については乙が負担するものとする。

調査対象者は、住民基本台帳をもとに無作為に抽出した2,800世帯とする。

Web回答も可能とするためのWebページを作成する。

回収したアンケート結果を入力し、結果を整理する。

(5) 市内の交通に関する課題の整理

(2)(3)(4)の結果等から、現在の市内の交通に関する課題を抽出し、計画を策定するにあたり検討するべきポイントなどを整理する。特に、将来の人口動態をふまえた交通需要の試算による課題を分析し、計画策定の基礎資料とする。

【2025年度】

(6) 地域のニーズの収集

整理した市内の問題課題や今後の公共交通サービスを改善または維持していくための配慮事項などについて地域ごとに整理するとともに、この内容について地域のニーズの把握を行うために5地区で行う市民との意見交換の場の企画及び開催支援を行う。

市民との意見交換の場は、ワークショップ、オープンハウス等の手法を用いて参加者が意見を出しやすいように工夫すること。

(7) 目標・指標の設定

基本方針「日常的な移動を多様な担い手・手段で支え、移動しやすい持続可能な交通環境をつくること」を実現するための目標を設定する。さらに目標の達成状況を評価するための数値指標と目標値を設定する。

(8) 施策の検討

前項で設定した目標を達成するため、本計画に記載する具体的な実施施策とその実施主体、実施スケジュールを検討する。

(9) 計画の全体構成の作成

ここまでの検討結果を踏まえ、計画の目次、骨子を作成する。

【2026年度】

(10) 計画素案の作成

前年度までの検討結果や策定した骨子等をもとに、計画素案を作成する。

(11) 市民意見募集の実施支援

計画素案に対する市民意見の募集を目的に実施する市民意見募集（開催時期は9月を予定）の資料作成と、提出された意見に対する市の考え方の整理等を行う。

(12) 成果品の策定

各種の調査結果及び検討結果を整理し、成果品の取りまとめを行う。作成する成果品は「第5 成果品」を参照すること。

(13) 会議の運営支援

市が設置する法定協議会等、各種会議に必要となる会議資料の原稿を作成するとともに、会議に出席し、運営支援を行う。議事内容について議事の要点を整理した議事録を作成する。

なお、法定協議会は6回（2025年度3回、2026年度3回）の開催を予定している。

※2020年度実施の町田市都市づくりのマスタープラン策定調査業務では、第6回東京都市圏PT調査の現況データ分析、公共交通のアクセシビリティ評価（人口データは、平成27年国勢調査を使用）等を実施しており、資料の貸与が可能です。

6 成果品の提出

乙は次の成果品を甲に提出する。成果品の様式、形態、部数及び納期については甲及び乙で協議して決定するが、以下（１）～（３）を目安とする。

電子データはDVD、CD-R等で提出することとして、成果品の内容はすべて甲に帰属するものとする。

なお、乙は、契約期間の満了後であっても、納入した成果品に遺漏等が発見された場合は、乙の負担と責任で速やかに訂正を行う。

（１）2024年度

- ア 業務中間報告書 1部
- イ 上記電子データ 一式

（２）2025年度

- ア 業務中間報告書 1部
- イ 上記電子データ 一式

（３）2026年度

- ア 業務完了報告書 1部
 - ※打合せ記録簿、協議会資料、議事録を含む
 - ※A4版、ファイル綴り
- イ 上記電子データ 一式
- ウ 地域公共交通計画冊子 120部
 - 概要版 180部
- その他、本業務において使用した資料及びデータ

7 契約代金の支払

甲は、乙から提出される各年度の成果物により委託業務が適切に実施されたことを確認した後、乙からの請求に基づき、各年度の契約代金を支払う。

8 秘密の保持・情報の管理

乙は、別添「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

9 TECRISへの登録

受託者は、この契約の契約金額が100万円以上の場合は、「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に基づき「業務実績データ」を作成し、担当職員の確認を受けた後「(財)日本建設情報総合センター（JACIC）」の測量調査設計業務入力システムに登録しなければならない。

また、登録完了後「登録内容確認書」を担当職員に提出しなければならない。

10 環境により良い自動車の利用

この契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合は、速やかに提示し、又は提出しなければならない。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

11 疑義についての協議

この仕様書及び契約書に定めのない事項及び解釈について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議の上、定めるものとする。